

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
糸魚川市	上早川地区（宮平、中野、中林、坪野、猿倉、吹原、寒谷、大平、岩倉、土倉、三ツ屋、砂場、角間、平林、上角間、要害、谷内、岩本、越、越川原、湯川内、土塩、北山、中川原新田）	平成25年3月15日	令和3年3月18日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	256.64ha
②アンケート調査等に回答した地区内の耕作者の耕作面積の合計	175.99ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	75.30ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	51.88ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.92ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	26.5ha
（備考） ③、④は、アンケート回答者の集計	

## 2 対象地区の課題

- ・今後、5年間で耕作をやめる意向のある農業者の耕作面積は35haとなっている。  
中心経営体が十分でないため、耕作条件によって、新たな耕作者の確保が難しい場合がある。
- ・中山間地域等直接支払制度の活用と合わせ、農地中間管理事業の活用に取り組み、  
中心経営体への集積・集約を実施するための体制づくり。
- ・中山間地の耕作条件の悪い農地では、新たな担い手の確保が難しくなっている。
- ・用水等管理において、担い手への集積や高齢化により、人手不足となり耕作者の負担が大きくなっている。
- ・中心経営体への集積が進み、畦畔の草刈りが負担となっている。
- ・営農継続の意欲を喪失させるほどの鳥獣による深刻な農作物被害が発生している。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

湯川内地区では、ほ場整備が予定されており、ほ場整備後は中心経営体への集積が計画されている。

ほ場整備地以外の農地で、所有者の了承が得られる農地については畔を抜いて、大型機械が入りやすいようにし中心経営体が耕作しやすい農地に改良を行う。

担い手が不足している地区においては、新たな担い手の確保を図るとともに、中山間地域等直接支払制度等を活用し、農地の保全を行う。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
	省 略						
計	32人		115.6 ha		142.1 ha		

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の耕作意向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作をやめる意向が確認された農地(水田)は、30.44haとなっている。</li> <li>・直払制度の集落協定と中心経営体が中心となり、耕作者の選定を進める。</li> </ul>
<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圃場整備地を重点的に、農地所有者は、受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。</li> <li>・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地区で新たな耕作者の選定を進め、利用調整を行う。</li> </ul>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、湯川内地区において、農地の区画拡大等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>所得安定の取組方針</p> <p>病虫害防除や肥料散布等を地域一体で取組み、経費の削減と品質の向上を図り、所得の安定を図る。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣害対策として電気柵の適正な設置及び管理に取り組む。</li> <li>・猟友会等の関係機関と連携し、捕獲を推進する。</li> </ul>
<p>畦畔、農道、用水等の管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度を活用し、農業施設の維持管理に取り組む。</li> <li>・用水等の管理については、大規模農家、農地の所有者等からの支援や業者委託などの新しい管理体制の検討する。</li> </ul>